

(案)
業 務 契 約 書

支出負担行為担当官 東北森林管理局長 箕輪 富男（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（青森県）（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（実施する業務）

第 1 条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者はその成果を発注者に報告するものとする。

（1）業務名 令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（青森県）

（2）業務の内容等

国有林林道施設点検管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（青森県）内訳書（以下「内訳書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

（業務の遂行）

第 2 条 受注者は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第 3 条 発注者は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を支払うものとする。受注者は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第 15 条の定めによる。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第 5 条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出

しなければならない。

- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、且つ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

（業務計画書の提出）

第6条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を発注者に提出しなければならない。

（完了報告）

第7条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の結果を記載した完了報告書及び関係付属書類を発注者に提出するものとする。

（検査）

第8条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、受注者に対して通知するものとする。

（契約金額の支払）

第10条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（前金払）

第11条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 4 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 12 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 13 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

- 第 14 条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者及び受注者が協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第 8 条から第 10 条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第 15 条 発注者は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して契約の変更を行うものとする。

3 第 1 項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第 17 条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(業務内容の調査)

第 18 条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 19 条 受注者は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 20 条 受注者は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第

18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 22 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、且つ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 23 条 別紙 1 のとおり

(疑義の解決)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び仕様書によって公正な業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

(発注者) 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

(受注者)

印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道施設点検管理業務仕様書

1. 目的

本業務は、国有林林道において、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況等に関する調査・点検を行い、林道交通安全対策に万全を期することを目的とする。

2. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体（橋梁・擁壁等の構造物を含む）、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うことを基本とする。

点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、点検結果をより具体的に取りまとめられるよう点検すると共に、点検した内容を林道等調査・点検野帳（様式7）により取りまとめ、点検結果の分析及び対応策、技術的提案の検討結果等について報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示し、詳細部は写真を拡大するなどわかりやすくすること。

本業務は、別添1「国有林林道施設点検管理業務 内訳書」及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局及び各森林管理（支）署と各々十分に打ち合わせを行うものとする。

3. 点検調査内容等

（1）調査対象路線

調査対象路線は、別添2「国有林林道施設点検管理業務 対象路線」によるものとする。

（2）施設点検調査

①路面、路体の状況

降水及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、それらが発生する恐れがないかについて調査する。

②法面の浮石、崩壊等の状況

降水及び浸透水等により、法面に浮石や崩壊が発生していないか、また、発生する恐れがないか調査する。

③橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての橋梁について調査する。なお、調査結果の詳細については、橋梁点検調査表（様式9）に記載すること。

④擁壁の安定状況等及び法面保護工（落石防止網等）機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

⑤溝渠・暗渠の管及び吞口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての溝渠・暗渠について調査する。なお、調査結果の詳細については溝渠点検調査票（様式8）に記載すること。

⑥安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。併せて、視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

(3) 対策の検討

調査結果を取りまとめ、林道交通安全の観点から、林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、当面必要な対策及び中長期的な対応について提案をする。

(4) 豪雨等により林道が損傷している場合や積雪時など、車両の通行が不能である、もしくは通行の安全が確保できない場合には、その地点を調査の終点とする。

(5) その他維持管理

点検調査の際、対応可能な軽微な林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、必要に応じて補修及び刈り払いを行うこととする。

4. 調査報告書等

外業（点検作業）が終了したときは、点検延長や点検施設数等、実行数量についてとりまとめ、速やかに監督職員へ報告すること。

調査結果をとりまとめ、業務実施結果報告書を作成する。業務実施結果報告書には、業務日誌、林道等調査・点検野帳等及び点検写真帳を添え、報告内容に林道施設の維持管理及び安全施設の整備等に関する当面必要な対策及び中長期的な対応についての提案を含むものとする。作成部数は、紙及び電子媒体でそれぞれ2部（1部は署単位で作成）とする。

作成が完了したら、対象路線を管轄する森林管理署等の林道担当者へ業務実施結果報告書により調査結果等を報告、確認を受け、対象全署からの確認を受けたら、局へ完了報告書を添え業務実施結果報告書を提出するものとする。

また、点検調査の際、森林管理局、署等が別途中間報告を求める場合がある。

5. その他

自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

本業務における旅費交通費の取扱いについては、令和8年1月9日付け7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付け7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」に準じて積算するものとする。

・令和8年1月13日付け7東治第192号

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-127.pdf

・令和8年1月13日付け7東治第192号（一部改正）

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-138.pdf

契約締結後、発注者より「滞在して業務を行う場合」の区分となる旨通知があった場合は、受注者は業務計画書に滞在の有無等を記載して監督職員に提出するものとする。また、履行期間終了日の30日前までに、宿泊者の実績が分かる報告書（宿泊実績報告書；様式1）、通勤旅費実績報告書（滞在与通勤が混在する場合；様式2）に、滞在した場合は実際に支払った宿泊証明書類（領収書等）を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

なお、上記によりがたい場合については、受発注者間で協議のうえ決定することとする。

様式1

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：_____

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備 考
〇〇 〇〇	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
△△ △△	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
□□ □□	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
合 計			24		214,000	

(注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者（再委託先を含む）であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

様式2

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：_____

通勤による業務日	従事業務	備 考
R8. 2. 9	測量業務	
R8. 2. 1～2. 7	測量業務	
R8. 2. 1～2. 7	設計業務	
R8. 2. 20～2. 22	設計業務（打合せ）	

(注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html>

別添1

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務(青森県)内訳書

業務	数量	単位	備 考
施設点検管理業務	1	式	
施設点検	245	路線	別添2 対象路線のとおり
報告書作成	2	部	電子データ含む
計			

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
津軽署	大小川	7,600	3	23	4	3.62		26,000	7,600	33,600	第1号橋梁、上滝沢橋、大小川橋	
	北ノ沢	940	0	3	0	0.31		0	940	940		大小川より分岐
	湯の沢(黒石)	2,700	11	8	1	4.56		2,600	2,700	5,300	湯の沢橋、湯の沢2号橋、湯の沢3号橋、湯の沢4号橋、湯の沢5号橋、湯の沢6号橋、湯の沢7号橋、湯の沢8号橋、湯の沢9号橋、湯の沢10号橋、湯の沢11号橋	湯の沢より分岐
	水ヶ沢	1,450	0	4	1	0.48		0	1,450	1,450		
	二庄内(広幹)	900	1	3	0	0.64		9,200	900	10,100	第1号橋梁	
	雷山	9,560	0	29	5	3.30		5,500	9,560	15,060		
	スルスケド沢	200	0	1	0	0.10		0	200	200		雷山より分岐
	横足沢	2,140	0	6	1	0.69		0	2,140	2,140		雷山より分岐
	二庄内	2,500	0	8	1	0.88		0	2,500	2,500		横足沢より接続
	上湯沢	2,300	0	7	1	0.79		0	2,300	2,300		雷山より接続
	原石山	500	1	2	0	0.53		0	500	500	青荷沢橋	雷山より接続
	青荷沢	9,300	2	28	5	3.87		10,600	9,300	19,900	下長沢橋、上長沢橋	
	青荷沢(広幹)	3,600	0	11	2	1.26		0	3,600	3,600		
	砂子沢(黒石)	600	0	2	0	0.21		10,800	600	11,400		
	櫛ヶ峰	7,300	3	22	4	3.52		8,900	7,300	16,200	善光寺橋、袖川橋、櫛ヶ峰橋	
	大木平	600	1	2	0	0.54		4,200	600	4,800	倉の橋	
	登戸沢	2,200	0	7	1	0.78		9,900	2,200	12,100		
	切明	1,570	0	5	1	0.57		0	1,570	1,570		登戸沢より分岐
	滝ノ沢	1,450	1	4	1	0.81		3,100	1,450	4,550	滝ノ沢第1号橋梁	
	中横前沢	1,910	1	6	1	1.01		1,800	1,910	3,710	中横前沢橋	
	土倉	1,800	0	5	1	0.59		28,700	1,800	30,500		
	大落前	5,730	10	17	3	5.28		9,200	5,730	14,930	寒倉橋、柱沢橋、大梁舞橋、弥三郎橋、乾草沢橋、檜澤橋、矢倉沢橋、ガニコ沢橋、泉沢橋、ヨバリ橋	
	岩谷	1,500	2	5	1	1.23		0	1,500	1,500	山椒倉橋、焼流橋	大梁前より分岐
	岩谷母沢	200	0	1	0	0.10		0	200	200		岩谷より分岐
	砂子沢(碓ヶ関)	200	0	1	0	0.10		6,700	200	6,900		
	久吉	1,300	9	4	1	3.47		0	1,300	1,300	十二高滝沢橋、高滝沢橋、ハラキリ橋、茂野沢橋、吉野沢橋、千四郎橋、ナベコ沢橋、金山橋、俵橋	砂子沢より分岐
	烏帽子沢	300	0	1	0	0.10		4,700	300	5,000		
	古遠部	1,400	2	4	1	1.14		2,700	1,400	4,100	音沢橋、津刈越橋	
	割沢	400	6	1	0	2.11		200	400	600	文吉橋、丑沢橋、合せ瀧橋、大滝橋、中滝橋、千丈滝橋	
	相乗	1,200	0	4	1	0.46		5,100	1,200	6,300		
	湯ノ沢(碓ヶ関)	3,000	1	9	2	1.38		3,500	3,000	6,500	台所橋	
	湯の沢支線	860	0	3	0	0.31		0	860	860		湯ノ沢より分岐
	折橋支線	790	0	2	0	0.22		0	790	790		湯ノ沢より分岐
	折橋	2,020	0	6	1	0.68		3,900	2,020	5,920		
	板沢	400	2	1	0	0.78		3,500	400	3,900	釜沢橋、わざこ橋	
	逆木	100	1	0	0	0.34		0	100	100	内白沢橋	板沢より分岐
	碓沢	3,000	1	9	2	1.38		4,200	3,000	7,200	田茂木橋	
	島田	4,300	4	13	2	2.80		2,500	4,300	6,800	銅山橋、銅唐橋、喜和田橋、西股橋	
	松山沢	1,200	1	4	1	0.80		0	1,200	1,200	彦太郎橋	島田より分岐
	大戸屋沢	1,010	0	3	1	0.37		800	1,010	1,810		
	水無沢	250	0	1	0	0.10		3,600	250	3,850		
	小坪滝沢	400	0	1	0	0.11		0	400	400		水無沢より分岐
	早瀬野(広幹)	6,020	2	18	3	2.72		0	6,020	6,020	水測橋、関谷橋	水無沢より接続
	大鳥沢	1,000	0	3	1	0.37		3,200	1,000	4,200		
	早瀬野	8,500	7	26	4	5.27		2,500	8,500	11,000	だんな山橋、尾の沢橋、大日影沢橋、中日影橋、上日影沢橋、穴倉橋、冷水橋	
	砥沢(大鰐町)	400	1	1	0	0.44		0	400	400	小ワリ橋	早瀬野より分岐
	早瀬野左岸付替	2,870	0	9	1	0.99		900	2,870	3,770		
	オローム	3,750	6	11	2	3.27		3,900	3,750	7,650	新早瀬野橋、早瀬野橋、オローム橋、無名橋、新オローム橋、家取橋	
	三ツ目内	13,670	8	41	7	7.34		13,100	13,670	26,770	一の渡橋、二股橋、クロシロ橋、セツ滝橋、帯沢橋、オリフネ橋、千本桂橋、丹波橋	
	赤根	2,000	3	6	1	1.68		0	2,000	2,000	赤根橋、傘松橋、熊倉橋	三ツ目内より分岐
	東股沢(大鰐町)	100	0	0	0	0.01		0	100	100		三ツ目内より分岐
	西股	100	0	0	0	0.01		0	100	100		三ツ目内より分岐
	大滝沢	2,180	0	7	1	0.78		2,200	2,180	4,380		
	折紙(大鰐町)	2,880	1	9	1	1.33		4,700	2,880	7,580	立石橋	
	瀬ノ沢	2,800	0	8	1	0.90		0	2,800	2,800		折紙より分岐
	尾神	1,800	1	5	1	0.92		21,900	1,800	23,700	尾神沢橋	
	一の渡	4,000	2	12	2	2.03		1,500	4,000	5,500	小口無沢橋(1号橋梁)、赤根橋	
	赤根沢	1,700	0	5	1	0.58		0	1,700	1,700		一の渡より分岐
	湯口	5,990	2	18	3	2.72		16,000	5,990	21,990	板割橋、二股橋	
	鴨ヶ沢	1,500	0	5	1	0.57		12,500	1,500	14,000		
	藍内	500	0	2	0	0.20		1,900	500	2,400		
	相馬	3,700	0	11	2	1.26		100	3,700	3,800		
	作沢	3,200	6	10	2	3.15		11,900	3,200	15,100	勢ノ沢橋、長沢橋、舟打沢橋、作沢橋、松倉橋、赤倉橋	
	藤倉沢(東)	1,300	0	4	1	0.47		0	1,300	1,300		作沢より分岐
	藤倉沢(西)	1,500	0	5	1	0.57		3,600	1,500	5,100		
	平沢	2,000	0	6	1	0.68		27,200	2,000	29,200		
	馬の背	3,230	3	10	2	2.15		1,700	3,230	4,930	馬の背橋、マミアイ橋、馬の背橋	
	マミアイ沢	400	0	1	0	0.11		0	400	400		馬の背より分岐
	大沢	1,400	8	4	1	3.14		7,300	1,400	8,700	根杉沢橋、西股沢橋、下朝日股橋、朝日股橋、上朝日股橋、上大沢橋、上内の沢橋、甲沢橋	
	沼の沢	1,600	0	5	1	0.57		14,900	1,600	16,500		
	大秋川	3,000	1	9	2	1.38		3,100	3,000	6,100	甲沢橋	
	黒沢	3,500	2	11	2	1.92		0	3,500	3,500	黒沢橋、滝沢橋	大秋川より分岐
	滝沢	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		黒沢より分岐
	白沢	3,200	1	10	2	1.48		3,100	3,200	6,300	奥白沢橋	
	中村川	6,000	0	18	3	2.05		9,600	6,000	15,600		
	黒岩沢	1,960	0	6	1	0.68		0	1,960	1,960		中村川より分岐

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（青森県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
	東中の川越	2,030	0	6	1	0.69		0	2,030	2,030		中村川より分岐
	深沢峰	540	0	2	0	0.20		0	540	540		東中の川越より分岐
	カジヤノ沢	100	0	0	0	0.01		0	100	100		中村川より分岐
	清水淵	12,970	4	39	6	5.75		12,900	12,970	25,870	芦の橋、清水淵橋、前の橋、堤沢橋	
	左又沢	800	0	2	0	0.22		0	800	800		清水淵より分岐
	黒森	700	0	2	0	0.21		3,800	700	4,500		
	黒森(南)	1,360	0	4	1	0.47		3,500	1,360	4,860		
	小森	3,300	3	10	2	2.15		10,800	3,300	14,100	小森橋、恩愛橋、小又沢橋	
	一ツ森	1,600	0	5	1	0.57		6,400	1,600	8,000		
	入良川	1,900	1	6	1	1.01		76,600	1,900	78,500	入良川橋	
	大間越	300	0	1	0	0.10		4,200	300	4,500		
	津梅川	2,500	0	8	1	0.88		1,500	2,500	4,000		
	仁瀬沢	1,400	0	4	1	0.48		21,500	1,400	22,900		
	泥の沢	1,000	0	3	1	0.37		10,900	1,000	11,900		
	中沢	2,140	0	6	1	0.69		17,900	2,140	20,040		
	吾妻川	4,000	9	12	2	4.37		5,500	4,000	9,500	南股橋、助宗橋、焼山橋、大淵橋、マキ ハネ棧橋、大床棧橋、獅子橋、深山橋、 城源寺橋	
	横市川	100	1	0	0	0.34		5,500	100	5,600	長慶橋	
	東股沢	500	2	2	0	0.87		1,300	500	1,800	トカゲ橋、東股橋	
	広戸高田	3,690	0	11	2	1.26		4,300	0	4,300		通り抜け
	中ノ沢	1,200	0	4	1	0.46		5,800	1,200	7,000		
	追良瀬川	8,200	2	25	4	3.50		10,300	8,200	18,500	オサナメ橋、追良瀬橋	
	轟木沢	3,000	3	9	2	2.05		5,800	3,000	8,800	けやき橋、千本橋、二股橋	
	飯森山	3,650	1	11	2	1.59		3,900	3,650	7,550	飯森橋	
	大船沢	7,830	0	23	4	2.64		3,500	7,830	11,330		
	清滝沢	2,700	0	8	1	0.90		5,500	2,700	8,200		
	小童子川	10,000	0	30	5	3.42		9,600	10,000	19,600		
	大童子川	6,140	2	18	3	2.73		7,100	6,140	13,240	大森沢橋、大童子川橋	
	寺の沢	3,280	0	10	2	1.15		0	3,280	3,280		大童子川より分岐
	豊田	930	0	3	0	0.31		0	930	930		寺の沢より分岐
	羽池沢	900	0	3	0	0.31		0	900	900		大童子川より分岐
	築棒沢	3,200	0	10	2	1.15		5,000	3,200	8,200		
	西岩木山	3,180	0	10	2	1.15		22,700	3,180	25,880		
	赤倉沢	1,070	0	3	1	0.37		10,800	1,070	11,870		
								27,500		27,500		
小計	109	285,640	145	865	147	146.81	0	642,800	281,950	924,750		

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（青森県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
金木支署	坪毛沢	3,200	0	10	2	1.15		12,000	3,200	15,200		
	小田川	5,200	2	16	3	2.50		9,000	5,200	14,200	目の沢橋、惣次郎沢橋	終点側
	大典沢	300	2	1	0	0.77		0	300	300	小田川本流橋、大典沢橋	小田川より分岐
	五所川原	2,020	1	6	1	1.02		9,500	0	9,500	大淵橋	通り抜け
	大目屋沢	2,000	0	6	1	0.68		0	2,000	2,000		五所川原より分岐
	作左工門	2,120	0	6	1	0.69		0	0	0		通り抜け
	作左工門林道支線	460	0	1	0	0.11		0	460	460		作左工門より分岐
	泡ヶ沢	1,500	0	5	1	0.57		0	1,500	1,500		五所川原より分岐
	小田川	4,600	2	14	2	2.24		7,500	4,600	12,100	藤の滝橋、多々良沢大橋	起点側
	喜良市川	7,000	4	21	4	3.75		2,000	7,000	9,000	相の股橋、小深沢橋、焼泊沢橋、大判沢橋	
	常家戸沢	3,400	1	10	2	1.49		0	3,400	3,400	常家戸橋	喜良市川より分岐
	相の股	1,400	1	4	1	0.81		0	1,400	1,400	矢櫃橋	喜良市川より分岐、穴滝林道は通行不可
	矢櫃沢	2,000	0	6	1	0.68		0	2,000	2,000		喜良市川より分岐
	金木山	4,710	8	14	2	4.25		3,400	4,710	8,110	どんぶり沢橋、下赤沢橋、上赤沢橋、敷場沢、金木橋、橋敷場橋、大倉橋、小倉橋	
	大倉沢	1,000	2	3	1	1.03		0	1,000	1,000	大倉沢橋、上大倉沢橋	金木山より分岐
	川倉	3,800	0	11	2	1.27		6,500	3,800	10,300		
	宮野沢	3,200	3	10	2	2.15		8,000	3,200	11,200	宮野沢橋、清水沢橋、平滝橋	
	尾別	5,100	6	15	3	3.74		4,500	5,100	9,600	馬坂橋、深山橋、屏風橋、小倉橋、次郎作橋、白滝橋	
	田の沢	1,120	3	3	1	1.37		1,500	1,120	2,620	田内橋、孫七郎橋、桧家戸橋	
	仲の股	3,700	1	11	2	1.60		500	3,700	4,200	仲の股橋	
	金平	3,500	1	11	2	1.58		3,500	3,500	7,000	金平橋	仲の股分岐より薄市母沢へ向かい金平へ抜ける
	今泉母沢	3,200	4	10	2	2.48		3,000	3,200	6,200	今泉母沢橋、柏木橋、地藏橋、ネギ沢橋	
	早地	1,300	0	4	1	0.47		0	1,300	1,300		今泉母沢より分岐
	桧葺	5,030	0	15	3	1.74		100	5,030	5,130		
	湯の沢	1,890	0	6	1	0.68		3,000	1,890	4,890		
	相内川	5,000	0	15	3	1.73		3,000	5,000	8,000		
	四ツ滝	3,200	3	10	2	2.15		5,000	3,200	8,200	桂川橋、新舟打沢橋、四ツ滝橋	
	アイハギ	1,400	1	4	1	0.81		0	1,400	1,400	あいはぎ橋	四ツ滝より分岐
	山王坊	4,000	0	12	2	1.37		4,500	4,000	8,500		
	磯松	5,670	1	17	3	2.28		5,000	5,670	10,670	磯松橋	
	磯坂	1,500	0	5	1	0.57		0	1,500	1,500		磯松より分岐
	相ノ又	2,210	0	7	1	0.78		0	2,210	2,210		磯松より分岐
	湖畔	790	4	2	0	1.55		8,500	790	9,290	千貫石橋、ふれあい橋、やすらぎ橋、いこい橋	
	折越内	2,000	0	6	1	0.68		2,500	2,000	4,500		
								36,000		36,000		
小計	34	98,520	50	297	55	50.73	0	138,500	94,380	232,880		

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（青森県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
青森署	戸門(馬の神)	2,350	2	7	1	1.46		12,000	2,350	14,350	戸門橋、大滝沢橋	
	高ウド	3,800	0	11	2	1.27		18,600	3,800	22,400		
	ライト	130	0	0	0	0.01		3,200	130	3,330		
	戸ヶ沢	3,760	0	11	2	1.27		400	3,760	4,160		
	西田沢	3,000	0	9	2	1.05		1,000	0	1,000		通り抜け
	双又沢	2,150	0	6	1	0.69		0	2,150	2,150		西田沢より分岐
	宮田沢	5,240	0	16	3	1.83		11,400	0	11,400		通り抜け
	瀬戸子	1,700	2	5	1	1.25		0	1,700	1,700	瀬戸子第3号橋、瀬戸子第4号橋	宮田沢より分岐
	寒水沢	5,000	1	15	3	2.07		0	5,000	5,000	奥内橋	宮田沢より接続
	空沼	1,180	0	4	1	0.46		0	1,180	1,180		寒水沢より接続
	奥内	2,100	2	6	1	1.36		0	2,100	2,100	カベ沢橋、貝倉橋	寒水沢より接続
	奥内(基幹)	200	0	1	0	0.10		1,000	0	1,000		通り抜け
	前田(前高)	500	0	2	0	0.20		6,900	500	7,400		
	白滝沢	800	1	2	0	0.55		9,900	800	10,700	白滝橋	
	穴川沢	900	0	3	0	0.31		500	900	1,400		
	母沢(青森)	1,000	1	3	1	0.70		500	1,000	1,500	砂川橋	
	小橋	1,800	2	5	1	1.25		13,200	1,800	15,000	奥焼家戸橋、焼家戸橋	
	大作沢	400	1	1	0	0.44		0	400	400	無名橋	小橋より分岐
	後潟	2,500	5	8	1	2.55		9,800	2,500	12,300	後潟橋、大畑沢橋、桂沢橋、松沢橋、ツチ オトシ沢橋	
	長科	2,320	2	7	1	1.45		6,000	2,320	8,320	長科1号橋、長科2号橋	
	大畑沢(蟹田)	1,410	0	4	1	0.48		0	1,410	1,410		長科より分岐
	阿弥陀川	5,000	0	15	3	1.73		4,600	5,000	9,600		
	冷水沢	640	0	2	0	0.21		0	640	640		阿弥陀川より分岐
	蓬田	4,600	2	14	2	2.24		5,300	4,600	9,900	汐越橋、宮本橋	
	瀬辺地小川平	6,000	0	18	3	2.05		6,100	6,000	12,100		
	瀬辺地小川平支線	1,320	0	4	1	0.47		0	1,320	1,320		瀬辺地小川平より分岐
	瀬辺地大川目	4,190	0	13	2	1.46		3,900	4,190	8,090		
	ナデノ沢(蟹田)	480	0	1	0	0.12		1,800	480	2,280		
	高根	3,920	4	12	2	2.69		1,500	3,920	5,420	憲門橋、月見橋、小千代橋、御父橋	
	関根股	2,790	1	8	1	1.24		0	2,790	2,790	長苞橋	高根より分岐
	西ノ沢	600	0	2	0	0.21		0	600	600		関根股より分岐
	ヤシク沢	1,560	0	5	1	0.57		0	1,560	1,560		関根股より分岐
	外黒山	1,800	0	5	1	0.59		9,600	1,800	11,400		
	南沢(蟹田)	2,400	2	7	1	1.46		3,300	2,400	5,700	滝ノ沢橋、二ノ渡橋	
	西の股(蟹田)	3,000	1	9	2	1.38		0	3,000	3,000	西の股橋	南沢より分岐
	館ノ沢	1,660	0	5	1	0.58		0	1,660	1,660		西の股より分岐
	館ノ沢支線	1,360	0	4	1	0.47		0	1,360	1,360		館ノ沢より分岐
	沼ノ沢	1,590	0	5	1	0.57		4,300	1,590	5,890		
	蟹田	200	0	1	0	0.10		3,300	200	3,500		
	砂川	5,200	0	16	3	1.83		800	5,200	6,000		
	タダラ沢	1,000	1	3	1	0.70		0	1,000	1,000	タダラ沢橋	砂川より分岐
	小股沢	1,190	0	4	1	0.46		1,800	1,190	2,990		
	砂川大川目	4,300	6	13	2	3.47		1,000	4,300	5,300	砂川大川目1号橋、砂川大川目2号橋、 砂川大川目3号橋、小みず橋、大開橋、 早津橋	
	早津沢	1,100	0	3	1	0.37		0	1,100	1,100		砂川大川目より分岐
	上小国	1,800	2	5	1	1.25		6,600	1,800	8,400	関根沢橋、第1号橋	
	清水股	2,800	1	8	1	1.24		1,900	2,800	4,700	黒滝橋	
	右股沢	400	0	1	0	0.11		6,800	400	7,200		
	母沢(増川)	1,600	2	5	1	1.24		2,300	1,600	3,900	半沢橋、高場橋	
	中ドロ沢	1,700	0	5	1	0.58		1,500	1,700	3,200		
	上股沢	3,100	3	9	2	2.06		900	3,100	4,000	湯乃橋、中の橋、屏風橋	
	安兵衛	5,200	2	16	3	2.50		1,400	5,200	6,600	安兵衛橋、成穂橋	
	長沢(増川)	700	0	2	0	0.21		0	700	700		安兵衛より分岐
	槌菱	1,200	2	4	1	1.13		0	1,200	1,200	赤川橋、赤川沢橋	安兵衛より分岐
	長川	700	0	2	0	0.21		7,800	700	8,500		
	浜名	1,000	2	3	1	1.03		3,100	1,000	4,100	蛇市橋、中ノ橋	
	中ノ沢	1,200	0	4	1	0.46		0	1,200	1,200		浜名より分岐
理右衛門	2,620	4	8	1	2.22		4,800	2,620	7,420	理右衛門橋、佐藤治橋、理四橋、理五橋		
佐土ヶ沢	1,130	0	3	1	0.38		0	1,130	1,130		理右衛門より分岐	
南股	1,490	4	4	1	1.82		2,100	1,490	3,590	南西橋、三ツ石沢橋、平五郎橋、南股橋		
五軒沢	2,970	0	9	1	1.00		800	2,970	3,770			
滝ノ沢(増川)	490	1	1	0	0.45		1,800	490	2,290	松川橋		
深沢	750	0	2	0	0.22		10,100	750	10,850			
算用師	2,300	3	7	1	1.79		1,100	2,300	3,400	算用師橋、落穂沢橋、御神酒沢橋		
御神酒沢	910	0	3	0	0.31		0	910	910		算用師より分岐	
藤島	2,190	1	7	1	1.11		3,800	2,190	5,990	藤島橋		
釜ノ沢	480	0	1	0	0.12		2,700	480	3,180			
宇鉄沢	1,190	1	4	1	0.80		500	1,190	1,690	宇鉄沢橋		
鑄泊	1,200	1	4	1	0.80		2,300	1,200	3,500	切場沢橋		
鍋田	4,460	2	13	2	2.15		17,900	4,460	22,360	関口橋、滝見橋		
真口沢	1,500	0	5	1	0.57		0	1,500	1,500		鍋田より分岐	
鳥岳	1,520	0	5	1	0.57		0	1,520	1,520		鍋田より接続	
与茂内	2,800	2	8	1	1.57		7,800	0	7,800	五兵衛橋、滝の上橋	通り抜け、五所塚へ	
五所塚	10,200	0	31	5	3.51		0	0	0		与茂内より分岐、通り抜け	
鬼泊	5,000	1	15	3	2.07		0	5,000	5,000	観音橋	五所塚より接続	
田沢	2,920	0	9	1	0.99		0	2,920	2,920		鬼泊より接続	
石崎	100	1	0	0	0.34		5,500	100	5,600	石崎橋		
湯ノ沢	800	0	2	0	0.22		5,700	800	6,500			
丸山	4,100	0	12	2	1.37		5,000	4,100	9,100			
才の神	800	0	2	0	0.22		4,100	800	4,900			
尻高川	1,920	4	6	1	2.01		3,300	1,920	5,220	尻高川橋、猿蟹橋、南又沢橋、ヤベチ橋		
小湯ノ沢	4,000	0	12	2	1.37		0	4,000	4,000		尻高川より分岐	
口広	2,000	0	6	1	0.68		5,100	2,000	7,100			
滝ノ沢(蟹田)	100	0	0	0	0.01		3,900	100	4,000			
増田	6,150	0	18	3	2.06		51,100	0	51,100		通り抜け	
高森山	4,320	0	13	2	1.47		700	4,320	5,020			

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（青森県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
	久栗坂	4,420	5	13	2	3.14		4,800	4,420	9,220	岩木山橋、長根山橋、第一号橋(五本安橋)、第2号橋(切明橋)、岩木山橋(荒川山橋)	
	田茂木越	740	0	2	0	0.22		0	740	740		久栗坂より分岐
	船打沢	2,120	0	6	1	0.69		9,200	2,120	11,320		
	大金堀沢	1,750	0	5	1	0.58		10,300	1,750	12,050		
	大清水	1,790	1	5	1	0.92		1,000	1,790	2,790	大清水橋	
	東岳	4,830	5	14	2	3.26		5,200	4,830	10,030	カバハギ橋、第2号橋、第3号橋梁、唐川橋、戸違橋	
	下折紙	3,500	3	11	2	2.25		0	3,500	3,500	下折紙橋、大畑橋、さんの橋	東岳より分岐
	神堤	2,460	1	7	1	1.13		0	2,460	2,460	上神堤橋	下折紙より分岐
	平沢	2,470	1	7	1	1.13		0	2,470	2,470	平成橋	東岳より分岐
	平沢支線	170	0	1	0	0.09		0	170	170		平沢より分岐
	青乙	2,130	0	6	1	0.69		0	2,130	2,130		二戸の瀬より分岐
	二戸の瀬	2,390	1	7	1	1.13		0	2,390	2,390	第1号橋梁	東岳より分岐
	大辺田貝	2,500	3	8	1	1.88		11,300	2,500	13,800	大辺田貝橋、フシレド橋梁、釣木橋	
	田代オンコ沢	8,100	0	24	4	2.74		31,800	8,100	39,900		
	嘉瀬子内	3,800	2	11	2	1.94		21,000	3,800	24,800	第1号橋梁、第2号橋梁	終点側より
	荒川	1,480	1	4	1	0.82		26,000	1,480	27,480	第1号橋梁	
	駒田	1,200	0	4	1	0.46		21,000	1,200	22,200		
								18,000		18,000		
小計	102	235,800	98	704	119	113.00	0	473,700	208,210	681,910		
総計	245	619,960	293	1,866	321	310.55	0	1,255,000	584,540	1,839,540		